

# 水産業体質強化総合対策事業実施要綱

20水漁第2746号

平成21年4月1日

農林水産事務次官依命通知

(最終改正 平成31年3月29日付け30水推第1244号)

## 第1 趣旨

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給している一方、我が国周辺水域の資源水準の変動、燃油や漁業用生産資材、養殖用餌飼料価格の高騰といった厳しい経営環境の下で、漁業者の減少・高齢化が進むとともに漁船の老朽化も進行し生産構造が脆弱化しており、このままでは水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画に掲げる国民への水産物の安定供給の確保に支障をきたすおそれがある。

こうした状況を受け、水産業の体質強化を図るため、資源管理や漁場環境改善に取り組みつつ収益性重視の操業・生産体制への転換を推進する漁業改革推進集中プロジェクトの推進及び資源管理計画（資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第3の1に基づき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。以下同じ。）等に基づく取組の支援を総合的に行うことにより、効率的に漁業の構造転換を促進し、国際競争力があり、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るものである。

また、商業捕鯨の再開を目指すため、科学的データの収集を行う鯨類科学調査を実施するものである。

## 第2 事業主体

本事業の実施主体は、第3の1及び2の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、第3の3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とする。

## 第3 事業の内容等

事業主体は、次の事業を行うものとする。

### 1 漁業構造改革総合対策事業

#### (1) 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

##### ア 中央プロジェクト本部運営事業

(ア) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、漁業に関する有識者等からなる漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及びその事務局から構成される漁業改革推進集中プロジェクト本部（以下「中央プロジェクト本部」という。）を設置する。

(イ) 中央協議会は、漁業構造改革総合対策事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、イの（ウ）の改革計画の認定について申請があった場合には、水産資源や漁場環境の状況、水揚高減少や燃油価格上昇等の変動リスクを考慮の上、その内容を審査し、新たな操業・生産体制へ移行した漁船等の収益性が確保されると認められるときは、水産庁長官

が別に定めるところによりこれを認定するほか、認定された改革計画（以下「認定改革計画」という。）に基づいて実施された実証事業の実証結果について、当該実証事業の終了後及び認定改革計画の計画期間の終了後に遅滞なく検証等を行う。また、必要に応じ、イの（ア）に定める地域の漁業改革推進集中プロジェクトに対し、当該実証事業の実施並びに償却前及び償却後の利益の確保に係る指導及び助言を行うこととする。

（ウ）事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、イの地域プロジェクト運営事業の企画・立案、実施段階における指導及び助言並びに実証結果の検証段階における指導及び助言を行うものとする。

（エ）事業主体は、この事業により得られた成果等について、中央協議会に報告するとともに、都道府県、関係団体等への周知、ホームページでの公表等により広く普及啓発に努める。

#### イ 地域プロジェクト運営事業

事業主体は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者（以下「水産業協同組合等」という。）であって次の（ア）から（カ）までに掲げる事項を実施又は運営する者（以下「地域プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を交付する。

（ア）この事業の支援を受け漁業者、流通・加工業者、造船業者等（以下「漁業者等」という。）及び地方公共団体が一体となって漁業の構造改革に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の漁業改革推進集中プロジェクト（以下「地域プロジェクト」という。）を設置すること。

（イ）漁業者等の代表、地方公共団体の職員、有識者、金融機関等を構成員とする地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）を設置すること。

（ウ）地域協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、水産資源や漁場環境の状況、水揚高減少や燃油価格上昇等の変動リスクを考慮の上、収益性向上に向けた取組のための改革計画（以下「改革計画」という。）を作成し、これを中央協議会に提出し、アの（イ）の認定を受けるとともに、認定改革計画の履行状況を定期的に把握し、認定改革計画に基づく取組の適切な実施に必要な指導及び助言（収益性の向上が図られていない場合の改善策作成を含む。）を行い、実証結果について検証を行うなど、事業実施期間中における計画の履行に主導的役割を担うこととする。

（エ）改革計画の作成に必要な調査研究を実施することができる。また、認定改革計画に基づく取組の実施において、償却前及び償却後の利益の確保のため、中央協議会より指導及び助言を受けること。

（オ）改革計画又は長期的な代船建造計画に参加しようとする漁業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより中小漁業経営支援協議会を設置すること。

（カ）地域協議会が、地域の資源管理を推進する観点を含め、関係する漁業者団体による長期的な代船建造計画の策定及び実施に必要な指導及び助言を行うこと。

## (2) 漁業構造改革推進事業

### ア もうかる漁業創設支援事業

(ア) 事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、公募により漁船等を選定し、認定改革計画に基づき次に掲げる実証事業を実施する際、この実証事業に必要な経費について、助成金を交付することができる。

- ① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業
- ② 漁船等の収益性回復の実証事業
- ③ 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業
- ④ 資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業
- ⑤ 先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

(イ) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、(ア)により助成金を交付した者に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより漁獲物の販売代金等から助成金を返還させることとする。

### イ 漁船漁業再生事業

事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定改革計画に基づく漁業経営コスト低減のための漁船の隻数の削減等の取組であって、新たな漁船の取得と不要漁船のスクラップ処分等とを併せ行うものを行う者に対して交付金を交付する事業を実施しようとするとき、水産庁長官が別に定めるところにより、当該水産業協同組合等に対して当該事業を実施するための事業資金のため事業資金助成金を交付する。

## 2 鯨類資源持続的利用支援調査事業

事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、以下の(1)及び(2)を実施する。

(1) 事業主体は、一般財団法人日本鯨類研究所(以下「日鯨研」という。)が北西太平洋及び南極海において実施する鯨類科学調査及び調査副産物の販売等に必要な経費(以下「調査経費等」という。)について、助成金を交付する。

(2) 事業主体は、日鯨研に対して、毎事業期間終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、調査副産物の販売収入から助成金を返還させることとする。

## 3 再編整備等推進支援事業

事業主体は、資源管理計画等に沿って行われる減船又は漁獲対象魚種若しくは漁業種類(以下「業種」という。)の転換の取組に対し支援することにより、資源水準に見合った漁業体制の構築を図るため、次に掲げる事業を水産庁長官が別に定めるところにより実施する。

### (1) 再編整備支援事業

#### ア 資源管理型

資源管理計画に基づく減船に要する経費に対する補助

#### イ 高度経営移行型

漁獲努力量を削減するだけでなく、資源状況と魚価の状況に対応した生産性

の高い操業形態へ移行するための大幅な転換が必要であるものとして水産庁長官が別に指定する業種を対象とする減船又は漁船の収益性を回復するために行う認定改革計画に基づく減船に要する経費に対する補助

ウ 国際漁場型

外国漁船との漁場競合の激化等により漁業経営が著しく悪化している国際漁場に係る業種を対象とする減船に要する経費に対する補助

(2) 魚種転換等支援事業

資源管理計画に基づき、漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具・漁ろう設備の取得・設置及び業種の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に要する経費に対する補助

第4 基金の造成及び管理

1 基金の造成

事業主体は、第3の1に定める事業に必要な経費及び第3の2の(1)に定める調査経費等の助成に充てるため、この事業を実施する期間において、毎年、国の予算に基づき国からの補助金によって水産業体質強化総合対策事業基金(以下「事業基金」という。)を造成するものとする。

2 事業基金の管理等

(1) 事業主体は、事業基金を次により管理・運用するものとする。

ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金

イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託(元本保証のあるものに限る。)

ウ 国債、地方債、その他の有価証券(元本保証のあるものに限る。)

(2) 事業主体は、事業基金等を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

ア 第3の1に充てるための漁業構造改革総合対策事業助成勘定

イ 第3の2に充てるための鯨類資源持続的利用支援調査事業勘定

(3) (2)に掲げる各勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。

(4) 事業基金等の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第1号により毎年水産庁長官の承認を得て、管理運営費を含め第3に掲げる事業に充てることができるものとする。

(5) 事業主体は、第3の1の(2)のアの(イ)により返還された助成金については、漁業構造改革総合対策事業助成勘定に、第3の2の(2)により返還された助成金については、鯨類資源持続的利用支援調査事業勘定にそれぞれ繰り入れて運用するものとする。

(6) 事業主体は、基金造成後に(2)に定める勘定の相互間の経費の流用を行う場

合は、水産庁長官の承認を受けなければならない。

(7) 事業主体は、事業基金等の管理については、(1) から (6) までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

## 第5 事業基金等の廃止時期等

### 1 基金の見直し

(1) 事業主体は、事業基金等について、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行う。

(2) 事業主体は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合を算出し、当該保有割合を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。また、基金の保有割合の公表に際しては、当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

### 2 事業の終了時期

(1) 中央プロジェクト本部運営事業及び地域プロジェクト運営事業を行う期間は、もうかる漁業創設支援事業及び漁船漁業再生事業の終了する年度までとする。ただし、第3の1の(1)のアの(イ)に規定する中央協議会が改革計画の認定を行う期間は、平成37年3月31日までとする。

(2) もうかる漁業創設支援事業を行う期間は、平成21年4月1日から平成37年3月31日までとする。

(3) 漁船漁業再生事業を行う期間は、平成21年4月1日から平成37年3月31日までとする。

(4) 鯨類資源持続的利用支援調査事業を行う期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## 第6 指導監督

水産庁長官は、この事業の実施に関して、事業主体、水産業協同組合等及び日鯨研に対し、指導及び監督を行うものとする。

## 第7 事業計画

事業主体は、別記様式第2号により、毎年の基金の造成計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

## 第8 報告

事業主体は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第3号により水産業体質強化総合対策事業の実施状況を報告するものとする。

## 第9 国の助成等

1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

2 事業主体は、第3の1の(2)のアの(ア)の事業について、事業実施者が当該補助事業の実施により、収益が生じたと認めるときは、水産庁長官が別に定める算定方法により、事業実施者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を事業主体に納付させることとする。事業主体は、収益納付があった場合は、漁業構造改革総合対策事業助成勘定に繰り入れて運用するものとする。

3 事業主体は、第3の2の(1)の事業について、日鯨研が当該事業の実施により、収益が生じたと認めるときは、水産庁長官が別に定める算定方法により、日鯨研に対し、交付した助成金の一部に相当する金額を事業主体に納付させることとする。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則（平成21年4月1日20水漁第2746号）

1 漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知。以下、「漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱」という。）第3の1の(1)のイの規定に基づき認定された改革計画は、本実施要綱第3の1の(1)に規定する中央プロジェクト本部運営事業及び同(2)に規定する地域プロジェクト運営事業の実施において、本実施要綱第3の1の(1)のアの(イ)の規定に基づき認定されたものとみなす。

2 漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱第3の1の(1)のアの規定に基づき設置された漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部、第3の1の(2)のアの規定に基づき設置された地域の漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部及び第3の1の(2)のオの規定に基づき設置された中小漁業経営支援協議会は、それぞれ本実施要綱第3の1の(1)のアの(ア)、第3の1の(1)のイの(ア)及び第3の1の(1)のイの(オ)の規定に基づき設置されたものとみなす。

3 本実施要綱第5の2の(1)に規定する中央プロジェクト本部運営事業及び地域プロジェクト運営事業を行う期間は、漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱第3の2の(1)及び(3)の規定に基づく「もうかる漁業創設支援事業」及び「漁船漁業再生事業」が実施されている場合には、当該事業の終了する年度までとする。

附 則（平成22年3月30日21水漁第3012号）

平成22年3月30日付け21水漁第3012号農林水産事務次官依命通知による改正前の本実施要綱の第3の2の(2)のイの(ア)に規定する資源回復・漁場生産力強化グループ化推進事業及び第3の2の(2)のウに規定する漁場堆積物発生源究明活動事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日22水漁第2427号）

1 資源回復計画から資源管理計画への移行における経過措置として、平成23年3月31日付け22水漁第2427号農林水産事務次官依命通知による改正前の本実

施要綱（以下「旧実施要綱」という。）第3の3に規定する省エネ対応・資源回復等推進支援事業は、平成22年度から引き続き実施している資源回復計画又は国際資源管理実施計画に沿って行われる減船・休漁等並びに同計画とあわせ省エネ漁具の改良等を行う取組に関し、平成24年3月31日まで適用するものとする。

2 前項の規定は、資源管理・漁業所得補償対策のうち、漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官通知）第3の補助を現に受けている者が行う取組については適用しないものとする。

3 旧実施要綱第5の1の規定に基づき造成された事業資金のうち、同2の（2）のウに規定する省エネ対応・資源回復等推進支援事業勘定として区分経理されている資金は、本実施要綱第5の規定に基づき造成された事業基金のうち、同2の（2）のウに規定する再編整備等推進支援事業勘定として区分経理されている資金とみなす。

附 則（平成26年3月20日25水漁第1802号）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月20日付け25水漁第1802号農林水産事務次官依命通知による改正前の本実施要綱の第3の2の（1）のイに規定する漁業経営体質強化対策事業に係る事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月3日26水漁第1286号）

1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

2 この要綱の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、改正後の第3の1の（1）のイの（イ）、（ウ）、（エ）及びイの（ウ）の規定は、当該事業についても適用する。

附 則（平成27年4月9日26水漁第1719号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この要綱による改正前の本実施要綱の第3の2に規定する再編整備等推進支援事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月20日27水漁第1479号）

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則（平成28年3月29日27水漁第1918号）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の実施要綱の第3の1の（2）のイの（イ）の規定により現に実施している実証事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日28水漁第1763号）

1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の実施要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

3 この通知による改正前の実施要綱の規定により認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の実施要綱の第5の2の（1）、（2）及び（3）の規定は、この限りでない。

附 則（平成30年2月1日29水推第1053号）

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年3月30日29水推第1222号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日30水推第1244号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、第5の2の（1）から（3）までの規定は、平成29年4月1日以降に認定を受けた改革計画に基づく事業についても適用する。



(別記様式第1号)

平成 年度水産業体質強化総合対策事業に係る運用益使用承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度において、水産業体質強化総合対策事業の管理運営費を含めた事業費を、下記予算の範囲内で使用することを承認されたく、水産業体質強化総合対策事業実施要綱第4の2の(4)の規定に基づき申請する。

記

1. 管理運営費の予算額及び運用益計画

区分	事業費	事業基金の運用益	備考
漁業構造改革総合対策事業助成勘定	円	円	
鯨類資源持続的利用支援調査事業勘定			

(注) 次の関係書類を添付すること。

1. 管理運営費予算額積算内訳
2. 運用益の算定根拠

(別記様式第2号)

水産業体質強化総合対策事業基金造成計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

水産業体質強化総合対策事業実施要綱第7の規定に基づき、下記のとおり平成 年  
度水産業体質強化総合対策事業の基金造成計画を作成したので、承認を申請する。

記

(単位：千円)

事業名	前年度繰越額 (a)	新規造成額 (b)	計 (a)+(b)	備考
漁業構造改革総合対策事業 鯨類資源持続的利用支援調 査事業				
計				

(別記様式第3号)

水産業体質強化総合対策事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

水産業体質強化総合対策事業実施要綱第8の規定に基づき、下記のとおり平成 年  
度水産業体質強化総合対策事業の実施状況報告書を提出する。

記

1. 漁業構造改革総合対策事業  
(基金)

(単位：円)

区分	金額	備考
1. 収入 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運用益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支出 (a)'+(b)'+(c)'+(d)'		
(1) 中央プロジェクト本部運 営事業 (a)'		
事業費支出		
その他支出		
(2) 地域プロジェクト本部運 営事業 (b)'		
助成金支出		
その他支出		
(3) もうかる漁業創設支援事 業 (c)'		
助成金支出		
その他支出		
(4) 漁船漁業再生事業 (d)'		
助成金支出		
その他支出		
次期繰越金 (1-2)		

(単年度補助金)

(単位：円)

区分	金額	備考
1. 交付決定額		
2. 支出 (a)' + (b)' + (c)' + (d)'		
(1) 中央プロジェクト本部運営事業 (a)'		
事業費支出		
その他支出		
(2) 地域プロジェクト本部運営事業 (b)'		
事業費支出		
その他支出		
(3) もうかる漁業創設支援事業 (c)'		
事業費支出		
その他支出		
(4) 漁船漁業再生事業 (d)'		
事業費支出		
その他支出		
3. 未執行額 (1 - 2)		(内訳)

## 2. 鯨類資源持続的利用支援調査事業

(単位：円)

区分	金額	備考
1. 収入 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運用益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支出 (a)' + (b)'		
事業費支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		